

死亡届を提出された方へ

～ 手続の御案内 ～

- ◆手続の受付時間は 8：15 から 17：00 までです。
- ◆手続に使用するため、お急ぎで戸籍謄本（全部事項証明）・抄本（個人事項証明）が必要な方は、町民生活課窓口で予約してください。
死亡届出後の記載には数日を要します。
- ◆死亡届提出後の各種手続についてまとめております。該当する方は、担当課にて手続を済ませてください。
（手続の詳細などについては、担当課へお問合せください。）

階 上 町

〒039-1201 青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平 1 番地 87
TEL 0178-88-2111（代表） FAX 0178-88-2117
町ホームページ <http://www.town.hashikami.lg.jp>

□ 印鑑登録をされていた方

手続	印鑑登録証の返還
必要なもの	印鑑登録証
手続場所	役場1階 町民生活課戸籍住民グループ ☎0178-88-2872
備考	御遺族で破棄していただくか、町の窓口へ返還してください。

□ 住民基本台帳カードをお持ちだった方

手続	住民基本台帳カードの返還
必要なもの	住民基本台帳カード
手続場所	役場1階 町民生活課戸籍住民グループ ☎0178-88-2872
備考	御遺族で破棄していただくか、町の窓口へ返還してください。

□ 個人番号（マイナンバー）カード、通知カードをお持ちだった方

手続	個人番号カード、通知カードの返還
必要なもの	個人番号カード、通知カード
手続場所	役場1階 町民生活課戸籍住民グループ ☎0178-88-2872
備考	生命保険の請求等、手続によっては亡くなった方の個人番号（マイナンバー）が必要となることがあります。手続が済んでから、御遺族で破棄していただくか、町の窓口へ返還してください。

□ 火葬料補助金を申請する方

手続	火葬料補助金の交付申請
必要なもの	① 斎場使用許可証（原本）、②火葬料の領収書（原本） ② ③申請者の印鑑、④申請者（死亡届の届出人）の通帳 ※①と②は火葬時に斎場より発行されます。
手続場所	役場1階 町民生活課戸籍住民グループ ☎0178-88-2872

□ 国民年金に加入していた方

手続	死亡一時金、遺族基礎年金、寡婦年金の受給申請など
必要なもの	年金手帳、印鑑など
手続場所	役場1階 町民生活課戸籍住民グループ ☎0178-88-2872
備考	状況により必要なものは異なりますので、お問合せください。

□ 国民年金を受給していた方

手続	年金受給者死亡届、未支給年金の請求など
必要なもの	亡くなった方の年金証書、請求者の印鑑、請求者名義の通帳、マイナンバーが分かるもの（受給者・請求者）
手続場所	役場1階 町民生活課戸籍住民グループ ☎0178-88-2872
備考	状況により必要なものは異なりますので、お問合せください。

□ 交通災害共済に加入していた方（交通事故で死亡された方）

手続	弔慰金の請求
必要なもの	①交通死亡事故証明書、②死体検案書又は死亡診断書 ③交通災害共済加入票、④印鑑、⑤受取人の通帳 ※①と②は写しでも可。ただし、保険会社等の原本証明が必要となります。
手続場所	役場1階 町民生活課生活環境グループ ☎0178-88-2119
備考	請求は、交通事故に遭った日から1年以内となります。 状況により必要なものは異なりますので、お問合せください。

□ 犬を飼っていた方

手続	飼い犬の登録事項の変更
必要なもの	—
手続場所	役場1階 町民生活課生活環境グループ ☎0178-88-2119

□ 高齢者運転免許証自主返納支援事業証明書をお持ちだった方

手続	高齢者運転免許証自主返納支援事業証明書の返還
必要なもの	高齢者運転免許証自主返納支援事業証明書 未使用の高齢者運転免許証自主返納支援事業階上町コミュニティバス専用回数券
手続場所	役場1階 町民生活課生活環境グループ ☎0178-88-2119

□ 固定資産を所有されていた方

手続	納税通知書の送り先の届出(相続代表人の届出)
必要なもの	—
手続場所	役場1階 税務課賦課グループ ☎0178-88-2129
備考	未登記家屋を所有している場合は、名義変更の届出が必要になります。

□ 死亡者名義の口座から町税・国保税等を口座振替していた方

手続	町税等口座振替の解約
必要なもの	—
手続場所	役場1階 税務課収納グループ ☎0178-88-2114
備考	新たに口座振替を御希望の方は、通帳と通帳届出印をお持ちの上、役場又は金融機関での手続が必要になります。

□ バイク（排気量125cc以下）を所有していた方

手続	バイクの名義変更や廃車申請
必要なもの	ナンバープレート、標識交付証明書
手続場所	役場1階 税務課収納グループ ☎0178-88-2114
備考	状況により必要なものは異なりますので、お問合せください。

□ 個人住民税（町民税・県民税）が課税される方

手続	納税通知書の送り先人（相続人）の届出
必要なもの	—
手続場所	役場1階 税務課賦課グループ ☎0178-88-2129
備考	個人住民税は、1月1日（賦課期日）現在、階上町に住所があり、前年中の所得金額が一定額以上ある方（納税義務者）に課税されます。このため、1月2日（賦課期日の翌日）以降に納税義務者が亡くなった場合には、相続人が納税の義務を引き継ぐことになり、納税通知書の送り先人（相続人）の届出が必要になることがあります。

□ 階上町国民健康保険に加入していた方

手続	保険証の返還、葬祭費の申請
必要なもの	保険証、葬祭執行者の印鑑、葬祭執行者名義の口座番号が分かるもの
手続場所	役場1階 すこやか健康課国保医療グループ ☎0178-88-2219

□ 後期高齢者医療制度に加入していた方

手続	保険証の返還、葬祭費の申請
必要なもの	保険証、葬祭執行者の印鑑、葬祭執行者名義の口座番号が分かるもの 葬祭執行者が確認できるもの（会葬礼状や葬祭費に係る領収書等）
手続場所	役場1階 すこやか健康課国保医療グループ ☎0178-88-2219

児童手当（特例給付）を受給していた方

手続	未支払手当の請求
必要なもの	対象児童の通帳、印鑑
手続場所	役場1階 すこやか健康課児童グループ ☎0178-38-1237

乳幼児医療費を受給していた方

手続	乳幼児医療費受給資格変更・消滅の届出
必要なもの	受給資格証、印鑑
手続場所	役場1階 すこやか健康課児童グループ ☎0178-38-1237

子ども医療費を受給していた方

手続	子ども医療費受給資格変更・消滅の届出
必要なもの	受給資格証、印鑑
手続場所	役場1階 すこやか健康課児童グループ ☎0178-38-1237

保育所等入所児童と同居していた方

手続	入所児童の同居者死亡の届出
必要なもの	印鑑
手続場所	役場1階 すこやか健康課児童グループ ☎0178-38-1237

ひとり親家庭等医療費を受給していた方

手続	受給資格喪失の届出
必要なもの	受給資格証、印鑑
手続場所	役場1階 すこやか健康課児童グループ ☎0178-38-1237

児童扶養手当を受給していた方、対象児童の方

手続	資格喪失又は額改定の届出、未支払手当の請求
必要なもの	—
手続場所	役場1階 すこやか健康課児童グループ ☎0178-38-1237
備考	すこやか健康課児童グループまでお問合せください。

母子又は父子世帯、児童のみの世帯となった方

手続	児童扶養手当の請求、ひとり親家庭等医療費、遺児入学祝金等の申請
必要なもの	—
手続場所	役場1階 すこやか健康課児童グループ ☎0178-38-1237
備考	御家庭の状況により異なりますので、すこやか健康課児童グループまでお問合せください。 手当については、遺族年金の支給額が手当額を上回る場合は受給できません。 児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費は18歳の年度末まで、遺児入学祝金等は義務教育修了までとなります。

介護保険被保険者証の交付を受けていた方

手続	保険証の返還
必要なもの	保険証
手続場所	役場1階 介護福祉課介護グループ ☎0178-88-2115

緊急通報装置を借りていた方

手続	緊急通報装置の返還
必要なもの	—
手続場所	役場1階 介護福祉課介護グループ ☎0178-88-2115
備考	介護福祉課介護グループまでお問合せください。

身体障害者手帳、精神障害者手帳、愛護手帳をお持ちだった方

手続	身体障害者手帳、精神障害者手帳、愛護手帳の返還
必要なもの	身体障害者手帳、精神障害者手帳、愛護手帳、印鑑
手続場所	役場1階 介護福祉課福祉グループ ☎0178-88-2641

特別障害者手当、障害児福祉手当を受給していた方

手続	資格喪失の届出
必要なもの	—
手続場所	役場1階 介護福祉課福祉グループ ☎0178-88-2641
備考	介護福祉課福祉グループまでお問合せください。

特別児童扶養手当を受給していた方、対象児童の方

手続	資格喪失の届出、未支払手当の請求
必要なもの	—
手続場所	役場1階 すこやか健康課児童グループ ☎0178-38-1237
備考	すこやか健康課児童グループまでお問合せください。

心身障害者扶養共済に加入していた方、受取人の方

手続	死亡の届出
必要なもの	—
手続場所	役場1階 介護福祉課福祉グループ ☎0178-88-2641
備考	介護福祉課福祉グループまでお問合せください

恩給受給・援護年金受給していた方

手続	次の機関への連絡が必要です。 【恩給受給者が死亡】総務省 恩給相談室 ☎03-5273-1400 【援護年金受給者が死亡】厚生労働省 社会・援護局援護課 ☎03-5253-1111
必要なもの	恩給証書の記号番号が分かるもの

農地を所有していた方

手続	農地を相続した人の届出
必要なもの	印鑑、登記簿謄本等(相続した農地が分かるもの)
手続場所	役場2階 農業委員会 ☎0178-88-2946
備考	不動産等の相続登記完了後、農地を相続した方は届出が必要です。

森林を所有していた方

手続	森林の土地の所有者変更の届出
必要なもの	—
手続場所	役場2階 産業振興課農林グループ ☎0178-88-2946
備考	産業振興課農林グループまでお問合せください。

町営住宅に入居していた方

手続	町営住宅入居者異動又は入居継続の申請
必要なもの	—
手続場所	役場 2 階 建設課都市計画グループ ☎0178-88-2120
備考	建設課都市計画グループまでお問合せください。

公共下水道又は漁業集落排水を使用していた方

手続	公共下水道又は漁業集落排水に係る使用者及び支払者の名義変更など
必要なもの	—
手続場所	役場 2 階 建設課都市計画グループ ☎0178-88-2120
備考	公共下水道受益者負担金・分担金を支払中の場合は、建設課都市計画グループまでお問合せください。

水道を使用していた方

手続	水道の使用中止又は使用者及び支払者名義変更、所有者変更届（給水装置が自己所有の方）など
必要なもの	—
手続場所	八戸圏域水道企業団料金課(八戸市南白山台一丁目 11 番 1 号) ☎0178-70-7010

土地、建物を所有していた方

手続	土地・建物の相続手続
必要なもの	—
手続場所	青森地方法務局八戸支局 ☎0178-24-3346
備考	土地・建物の相続手続については、法務局にお問合せください。

令和 3 年 4 月 1 日作成